

第1節 日米安全保障体制の概要

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全や独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝^{どっかつ}に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処するとともに、同第6条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、日本国の安全とともに、極東における国際の平和や安全の維持があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーン事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境のなかで、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基軸とする日米同盟関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、そのほかの国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 グローバルな課題への対応

日米同盟関係は多国間の安全保障に関する対話・協力

の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組にも役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素か

ら様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠や政策的な方向性を示した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、1978年に策定され、1997年と2015年に逐次改訂されている。2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割と任務について一般的な大枠や政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力や対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

ガイドラインでは、わが国の平和や安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察

(ISR) 活動、防空やミサイル防衛、海洋安全保障、訓練・Intelligence, Surveillance and Reconnaissance演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、わが国における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。また、地域やグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力すること、3か国や多国間協力を推進・強化すること、宇宙やサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

参照 資料24（日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）（仮訳））、資料25（日米同盟にかかわる主な経緯）

3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定や繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、日米安全保障協議委員会（SCC）（日米「2+2」）、日米安全保障高級事務レベル協議、Security Consultative Committee防衛協力小委員会など、防衛・外務の様々なレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議である「2+2」は政策協議の代表的なものであり、重要な協議機関として機能している。

また、累次の機会を捉えて、日米防衛相会談を行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議しており、加えて、事務次官や各幕僚長などの実務レベルにおいても、

常日頃から協議や必要な意見交換などを行っている。

防衛省においては、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるため、このような協議などを積極的に行い、日米間で情報や認識を共有するとともに、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組について議論を行っている。

1 最近行われた日米首脳会談

石破内閣総理大臣は、2025年2月、米国を訪問し、新しく米国大統領に就任したトランプ大統領と日米首脳会談を行うとともに、日米首脳共同声明を発出した。両首脳は、平和のための日米協力として、日米同盟が、インド太平洋およびそれを越えた地域の平和、安全および繁



日米首脳会談（2025年2月）【内閣広報室提供】



日米防衛相会談（2025年3月）

米の礎であり続けることを強調した。また、両首脳は、一層厳しく複雑な安全保障環境に対処すべく、自衛隊および米軍のそれぞれの指揮・統制枠組みの向上、日本の南西諸島における二国間のプレゼンスの向上、より実践的な訓練および演習を通じた即応性の向上、拡大抑止の更なる強化ならびに同盟のサプライチェーンおよび海洋を含む日米の防衛産業力を強化する共同生産、共同開発および共同維持整備を含む防衛装備・技術協力の推進によるものを含む防衛・安全保障協力の向上を通じ、日米同盟の抑止力・対処力をさらに強化していく意図を有することを確認した。両首脳は、これらの協力を速やかに実施するため、日米「2+2」を早期に開催するよう指示したことなどを発表した。

2 最近行われた日米防衛相会談

2025年3月、中谷防衛大臣はヘグセス米国防長官と防衛省において日米防衛相会談を実施した。両閣僚は、一層厳しく複雑な安全保障環境に関する認識を共有した上で、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のために両国が緊密に協力し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認した。特に、①日米の指揮・統制枠組みの向上について、自衛隊の統合作戦司令部の創設や在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始を含む具体的な進展を歓迎し、平時から緊急事態までの日米の共同活動にかかる協力を一層効果的に実施するために引き続き取り組むこと、②南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大について、より高度かつ実践的な共同訓練の拡充を含め、同盟の最優先事項の一つとして取り組むこと、③防衛装備・技術協力について、日米防衛産

業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）^{ダイキヤス}の枠組みをForum on Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment^{アムラーム}効果的に活用しつつ、次回協議に向けてAMRAAM^{アムラーム}などAdvanced Medium-Range Air-to-Air Missileのミサイル共同生産や米軍艦艇・航空機の共同維持整備にかかる取組を加速し、日米の防衛産業基盤の相互補完・強化に取り組むことなどについて重点的に議論を行った。さらに、日米を中核として、オーストラリア、韓国、フィリピンを始めとする地域のパートナーとの間で、情報共有や運用面を含む協力を進展させていくことで一致した。

また、両閣僚は、抑止力を維持し、地元への影響を軽減するため、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策である辺野古における普天間飛行場代替施設の建設を含む普天間飛行場の返還を含め、沖縄統合計画およびその他の既存の二国間取決めに従った在日米軍再編の着実な実施が極めて重要であることを確認した。また、在日米軍による事件・事故の再発防止のための協力を進めることで一致した。

□ 参照 図表Ⅲ-2-1-1（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議）、V部1章3節3項2（1）（日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS））、2節（日米共同の抑止力・対処力の強化）、資料26（日米協議の実績（2021年以降））、資料27（日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）共同発表（仮訳））、資料28（日米安全保障協議委員会（日米「2+2」閣僚会合（概要）（2024年7月））

図表Ⅲ-2-1-1

日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

| 協議の場 | 出席対象者 | | 目的 | 根拠など |
|---|--------------------------------------|--|--|--|
| | 日本側 | 米側 | | |
| 日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (日米[2+2]) | 外務大臣 防衛大臣 | 国務長官 国防長官 (注1) | 日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討 | 日米安保条約第4条などを根拠とし、1960(昭和35)年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置 |
| 日米安全保障高級事務 レベル協議 (SSC) Security Subcommittee | 参加者は 一定していない (注2) | 参加者は 一定していない (注2) | 日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換 | 日米安保条約第4条など |
| 防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3) | 外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および統合幕僚監部の代表 | 国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表 | 緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議 | 1976(昭和51)年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、1996(平成8)年6月28日の日米次官級協議において改組 |
| 日米合同委員会 (JC) Joint Committee | 外務省北米局長 防衛省地方協力局次長 など | 在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など | 地位協定の実施に関して協議 | 地位協定第25条 |

- (注) 1 1990(平成2)年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
 2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
 3 1996(平成8)年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。